

令和2年10月

事業主各位

(一社) 山口県労働基準協会

労働関係法令改正及びガイドライン等説明会の開催について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年3月16日に高年齢労働者が安心して安全に働けるようエイジフレンドリーガイドラインが公表され、4月22日に告示された改正特定化学物質障害予防規則等では、金属アーク溶接等作業に対して健康障害防止措置が義務付けられることになりました。更には、複数事業労働者への労災保険給付制度も創設され、9月に公表された副業・兼業促進に関するガイドライン（改正）では、本業と副業の労働時間の簡便な管理方法が示されるなど、この間、事業場として承知しておくべき重要な法令改正やガイドラインの制定等が多くなされております。

そこで、当協会としましては、山口労働局のご協力をいただき、これら法改正等の説明会を下記により開催することとしましたので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員制限をさせていただきますので、申し込み多数の場合はお断りすることがありますこと、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

記

1 開催日時、場所

日 時 令和2年11月26日（木） 13時30分～16時30分

場 所 周南地域地場産業振興センター 展示場

〒745-0814 山口県周南市鼓海2丁目118番地の24

TEL 0834-25-3210

2 説明内容

- (1) 山口県内の労働災害の発生状況とその特徴について
- (2) エイジフレンドリーガイドラインについて
- (3) 特定化学物質障害予防規則等改正について
- (4) 化学物質取扱従事者に係る特殊健康診断項目の改正等について
- (5) 石綿障害予防規則改正について
- (6) 複数事業労働者への労災保険給付の概要について
- (7) 副業・兼業促進に関するガイドラインの改正について
- (8) 労働者が新型コロナウイルス感染症にり患した場合の対応について
- (9) その他

3 講師

山口労働局担当職員

4 定員及び締切

定員 80名（マスク着用、受付での検温等にご協力ください。）

締切 令和2年10月23日（期日前でも、定員に達しましたら、締め切りさせていただきます。）

5 申込方法

申込用紙を当協会のHPの「新着情報」に掲載しておりますので、HPからダウンロード・印刷し、必要事項を記載の上、当協会本部までFAX送信願います。

当協会HP <http://www.yamakiren.or.jp> FAX番号 083-925-2282

問合せ先

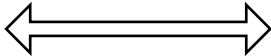
（一社）山口県労働基準協会

〒753-0051 山口市旭通り2丁目9-19

TEL : 083-925-1430 Fax : 083-925-2282

担 当 篠原千代樹

FAX 送信票

申込事業場担当者  (一社) 山口県労働基準協会
(FAX 番号 083-925-2282)

労働関係法令改正及びガイドライン等説明会参加申込書
労働関係法令改正及びガイドライン等説明会受講票

令和2年11月26日開催参加予定者

事業場記入欄	協会記入欄
参加予定者氏名	受講番号

参加申込事業場名

連絡担当者氏名

電話番号

FAX 番号

協会記入欄	<input type="checkbox"/> 申込みを受け付けましたので、受講票を送信いたします (当日受付に提出願います。)
	<input type="checkbox"/> 誠に申し訳ありませんが、定員に達しましたので受付できませんでした。

申し込みを受け付けましたら、受講番号を付して FAX 返信いたします。

定員に達し、受付できなかった場合には、上記欄の下段の□に✓を入れて返信させていただきますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。